

学校いじめ防止基本方針

鳴門市鳴門西小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは人として決して許されない行為」であることの理解を促し、お互いの人格を尊重し合える心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも、どの学級でも起こりうるという事実を踏まえ、事案発生後の対応のみならず、全ての児童を対象とした「発達支持的生徒指導」及び「課題予防的生徒指導」への転換を図り、未然防止に組織的に取り組む。
- (3) いじめを積極的に認知することは「教職員の目が行き届いている証」として正当に評価する姿勢を持ち、ささいな兆候であっても組織的に判断し、隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (5) 学校と家庭、地域、関係機関（教育委員会、スクールカウンセラー〔SC〕やスクールソーシャルワーカー〔SSW〕等）が一丸となって、より多くの大人が子供の悩みを受け止められる体制を構築する。
- (6) 教育上の指導で十分な効果が上がらない場合や犯罪行為の疑いがある場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等に相談・通報し、適切な連携を図る。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成

管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、専科指導教員等に加え、SCやSSW、さらに事案に応じて弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得て構成する。

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ② 相談・通報の窓口となり、いじめの疑いや問題行動の情報収集・記録・共有を組織的に行う。
- ③ いじめの認知（いじめに該当するか否か）を、特定の個人ではなく組織として判断する。
- ④ 緊急事態には速やかに会議を開き、事実関係の聴取、指導・支援方針の決定、保護者との連携を組織的に実施する。

3 教育相談体制

- (1) 日頃から児童と深い信頼関係を築き、児童のSOSを早期にキャッチできる体制を整える。
- (2) 相談の秘密厳守と、「必ず助けてくれる」という安心感・信頼感の醸成に努める。
- (3) 個人懇談や教育相談週間等、保護者が気軽に相談できる体制を整備する。
- (4) 1人1台端末を活用した相談アンケートや相談窓口の周知など、児童がSOSを発信しやすい工夫を行う。

- (5) 医療機関や児童相談所等の専門機関、及び学校外の多様な相談窓口について児童・保護者へ周知徹底する。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 道徳教育や人権教育の充実を通じ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を徹底する。
- ② 児童が主体的に取り組む共同的な活動を通じ、他者から認められ、役に立っていると感じる「自己有用感」を全ての児童が育める魅力ある学校づくりを推進する。
- ③ 協働的な学び（伝え合いの場面）を取り入れた授業づくりにより、コミュニケーション能力を育む。
- ④ 情報化社会の発展により、インターネットやスマートフォン、生成 AI 等の普及が急速に進む中で、それらの正しい利用方法や危険性について理解させ、児童がネットいじめの加害者・被害者にならないための情報モラル教育の充実を図る。
- ⑤ 特別支援学級在籍児童、外国につながる児童、性的マイノリティ等の特性を全教職員が正しく理解し、個々の特性に応じた適切な支援を組織的に行う。
- ⑥ 「いじめ防止校内委員会」を設置し、児童自らがいじめの問題について学び、その児童自身の主体的な参画によるいじめ防止への取組（人権集会等）が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑦ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑧ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 基本方針をウェブサイト等で公表し、PTAや学校運営協議会等と連携して地域ぐるみでいじめの根絶に取り組む。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。
- (3) 教職員は、いじめは大人の目に付きにくい場所や「遊び・ふざけ合い」を装って行われることを認識し、ささいな変化を見逃さない感性を高める。
- (4) いじめの把握にあたっては、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内外の専門家との連携に努める。
特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。

- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなどして、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。
- (9) 1人1台端末を活用した定期的なアンケート、個別面談、日記等の記述からきめ細かく実態を把握する。
- (10) いじめの訴えがあった際は、本人が否定しても表面的な判断をせず、表情や様子の変化をきめ細かく観察し、背景にある事情を調査する。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① 「あなたが悪いのではない」と伝え、安全を確保し、いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② 状況に応じて別室登校や出席停止措置の適用も検討し、いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 行為の悪質性を理解させ、自省を促すとともに、犯罪行為に該当する場合は、教育的配慮をしつつ警察と連携して毅然と対応する。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するため、指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。

② 朝会で各学年の仲良し目標を発表するなど児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、校長が速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、「学校問題解決支援事業」や「子どもCR T派遣事業」、「スクールプロフェッサーの派遣事業」等、より高度で専門的な知識を有する専門家派遣事業を活用し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ② ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 いじめの解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、以下の2項目を満たしていることとし、組織的に判断する。

- (1) いじめ行為が止んでいる： 心理的・物理的な影響を与える行為が止んでから少なくとも3か月を目安として継続していること。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていない： 被害児童及び保護者に対し面談等で確認すること。

8 校内研修

- (1) 全教職員の共通認識を図るため、事例研究やカウンセリング演習など実効性のある研修を年1回以上実施する。

9 重大事態への対処

- (1) 以下を「重大事態」として認知し、直ちに市教育委員会に報告し、市教委を通じて市長へ報告する。
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害（自殺企図、重大な傷害、精神疾患等）が生じた疑いがある場合。
 - ② いじめにより年間30日を目安とする不登校が発生した疑いがある場合。
- (2) 被害児童・保護者の申立てがあった場合は、学校側の判断にかかわらず重大事態として迅速に調査に着手する。

10 取組の評価（PDCAサイクル）

- (1) 学校評価において、いじめの件数の多寡ではなく、「早期発見の取組」「迅速な情報共有」「組織的対応」等のプロセスを積極的に評価する。
- (2) 年度末に取組評価アンケート等を実施し、結果を次年度の改善に反映させる。